

黎朝聖宗期の嘉興何氏

——囑書の比較から——

八尾隆生

はじめに

第一章 囑書の讀解と注釋

第一節 史料入手の過程

第二節 原文及び試譯、譯注

第二章 分析と比較

第一節 全體の構成

第二節 前文

第三節 「例」

第四節 家産

むすびにかえて

はじめに

新發見文書にもとづき、從來の編纂史料に依っていたヴェトナム史像を見直す（或いは補強する）作業を、筆者はこの二、三年間續けてきた。

前稿〔八尾 一九九六〕ではその一環として、北部ヴェトナム西北地方のヴィンフー Vinh Phu 省に現在も居住しているムオン Mu'ong 族の元首長の家柄である丁氏の所蔵していた黎明聖宗洪徳八年（一四七七）附の囑書の分析を行った。本稿はその續編となる。具體的には、丁氏と同じ村に住むもう一方の首長何氏所蔵の諸文書、中でも丁氏囑書と格好の比較の対象となる、聖宗光順八年（一四六七）附の囑書の分析を行う。比較分析をはじめめるにあたり、先に當時の歴史的状況を振り返っておく。

十五世紀初頭、ヴェトナムの内紛に目を附けた明の永樂帝は、大軍を派遣してヴェトナムを直接支配下に置くが、その統治の開始直後から、ヴェトナム側の反明抗戦が各地で發生する。そのヴェトナムの西側に位置するラーンサーン王國は明への對抗上、これら反亂軍に援助を行う。こうした諸反亂勢力の中からタインホアの黎利（後の黎太祖）が擡頭する。ところが黎利勢力の急成長に危惧を抱いたラーンサーン王國は一轉して明に接近し、黎利はその背信行爲に激怒する。

黎明を開いた後、黎利及びその後の各帝は一つには遺恨のため、また一つには南北に細長い國土に對する安全保障上の問題から、ラーンサーン王國及びその支配下にある諸勢力（西北地方や中北部山岳地帯の）への軍事行動を行い、五代聖宗の時代までには一應の成功を収める。その軍事・政治行動の対象となったのが、この兩大國の間に存在する半獨立勢力たるタイ系、ムオン系小首長達であった。

西北地方は聖宗期には興化承宣の管轄下に置かれた（地圖参照⁽²⁾）。其の下に府（三）、縣（三）・州（十七）、社・崗・冊などが置かれ、この内、縣と州は同ランクに當たるが、縣は知縣を中央派遣官がとめ、知州には少數民族の首長が充てられることもあった。その下のレベルは嚴密に言えば行政区分ではなく、ただ社が中央の直接支配が及ぶ村落ものに對して、崗・冊などは少數民族による自治が行われていた。そして崗・冊レベルの更に下にも、嘉興府青川縣の場合、主と呼ばれる「ムラ」が存在し、前稿の丁氏はこの嘉興府青川縣雲龍冊霜圭の長たる「官郎」であつた。⁽³⁾

丁氏が残した十五世紀のデートをもつこの囑書には前稿〔八尾 一九九六〕で示したような、注目すべき重要な點が幾つ



地圖 ヱトナム西北地方とラオス

か存在する。

まず何よりも囑書を作成する行爲そのものが黎朝の法に則ったものであり、黎朝政權を意識した態度が窺える。⁽⁴⁾ しかもその形式は前文、不動産の表示方法、作成者・保證人等の記名など、一見すると全く黎朝の規定した體式に準據している。

その一方で、在地社會に對しては、まず囑書の中身が個人の家産に限らず、首長が村民から受けるべき様々な奉仕義務を規定していることが注目される。その一方で、平地社會では重要な財産である土地（私有地）の面積はさほど大きくはなく、むしろ前述の權限規定である「例」の方に重きが置かれているような印象を受ける。また、その四至記述、面積表示の仕方にしても平地社會とは全く異なるものである。

そして、代々の官郎が「書くはずの」囑書が残っておらず、黎朝政權の權力が最もこの地に浸透した十五世紀のものが、囑書受領者名の抹消などの一部改竄を加えられ、何らかの價值を（黎朝のお墨附きを得て）持ち續けていたことに、中央政權と地方社會の間に位置する官郎の複雑な立場が窺えるのである。

本稿で扱う囑書の書き手何氏は、十五世紀に丁氏と同じ冊に住み、圭の長たる官郎達を束ねる「土酋」（冊の長）の職を世襲してきた家である。⁽⁵⁾ 官郎に比して一段上の存在であり、中央派遣の知縣と直接交渉をもつ立場にあった。そうした丁氏と何氏の立場の差がどのように囑書に現れているか、そしてその差の持つ意味を探るのが本稿の目的である。ただ、丁氏囑書にはヴェトナム人研究者による先行研究があるのに對し、何氏囑書にはそれがなく、分量も約三倍ある上に、ヴェトナムの民族文字である字喃 Ch'ut Nôm も多く、意味不明のままとした部分も少なくない。讀者の忌憚ないご批判がいただければ幸甚である。

第一章 囑書の讀解と注釋

第一節 史料入手の過程

まず、囑書入手にかかわる情報を提供しておく。

去る一九九四年七月、筆者は前述丁氏囑書に関する情報を得るため、ヴィンフー省博物館を訪問した後、現地タインソンの Thanh Sơn 縣⁽⁶⁾ ヴァン・ミン・ユウ・ヴァン・ミエン 社に入った。丁氏囑書の原版を求めてのことであったが、やはり丁氏の本家にもそれはなく、その歸途、全くの僥倖であったが、同じ村の何氏の族長ハー・クアン・ディエン Hà Quang Diên 氏にお会いでき、氏が所藏する文書の閲覽・寫眞撮影を許可していただいた。

本稿で主に分析の對象にするのは光順八年附の囑書である。現地で得た七冊の文書の内、二つにこの文書は収録されている。また、崇康八年⁽⁷⁾（一五七三）附の文書（三版ある）⁽⁸⁾は、中身が光順囑書と半分以上重なり、發給者、受給者、證見人の顔ぶれもほぼ同じである。前文の部分もほぼ同一であり、その土地財産の中身等の部分に大幅な食い違いが光順版と崇康版の間で見られる。しかし、史料批判に絡む問題は次章にまわし、まず原文と譯文、それに譯注の提示を行う。

第二節 原文及び試譯、譯注

〔本文〕

A 嘉興府青川縣雲籠冊土酋安衛伯何德裕・妻何氏華等、代代國閩⁽⁹⁾、留傳繼業、爲土酋、管束兵民、夫妻自念、行年衰老、旦夕靡常、遺下田產、未有定分、恐於身後、或起爭端、所有祖業田池・私土宅・覬圭⁽¹⁰⁾、覬圭、斂圭、欄圭、并孳婢・財物額例等項、應預造屬書、分爲逐分、留與親生男貳人、永爲產業、代々照依本分、各勤生理、以奉祭祀、或有妄起

紛爭、奪其本分、定坐不孝之罪、國有常法、故立文屬書貳道、付諸子、各執壹道、列于書左、爲照用者

B

一道、長男何光被、分爲大官・本册雲圭土^③、管束各圭官郎及兵民、係俗例、耕種鋤穫、造屋・籬門等役一任、使令祈神・祭鬼・葬祭・哭魂等事、如有宰殺牛羊猪等物、^④ ^⑤ ^⑥ ^⑦ 賸肩連足并五臟肉皮各壹斤・食肉盤壹面、畋獵山林、得禽獸者、納肩連足并五臟各肉、亦如之、如有牛牢到地而死、賸肩無足、常新節料、^⑧ 每年貳番、何光被曰(三)分差使覬圭・歛圭并本册孳婢拾貳人、聽從何光被家中差使、及構作山林槎筏等役、如有別縣册人、寓居各處所耕作、出每年每人納粟華^⑨五拾斗、其俗例、依如前祖父爲蠻僚留傳襲例

C₁
一、雲圭私田池C₁
(1) 一所、塊田^⑩、相連五頃共陸畝、東近林、西南北各近兵稅田^⑪C₁
(2) 一所、畝田、相連共參畝、東近墟娘、西南各近林、北近兵稅田^⑫C₁
(3) 一所、告田、相連共肆畝、東西南北各近兵稅田C₁
(4) 一所、凜田、相連共五畝五高、東近浮沙、西南北各近兵稅田^⑬C₁
(5) 一所、衙池、壹口、東近兵稅田、西南各近告墓、^⑭ ^⑮ 北近兵稅田C₁
(6) 一所、溲田、貳高、東近^⑯ ^⑰ 溪、西近林、南近溲脈、北近溪C₁
(7) 一所、同池、壹口、坐落末同處、東近溪并小路、南近林、^⑱ ^⑲ [西近] 廟、北近兵稅田C₂
一、霜圭私田^⑲C₂
(1) 一所、溲田、相[連]共五畝、東近獨運、西南各近圭、^⑳ ^㉑ 北近兵稅田C₃
一、揀圭私田C₃
(1) 一所、邦田、相連共捌畝、東近丘嶽、西南各近江、北近兵稅凍田D₁
一、覬圭地分各處、肆至等界

- D₁ (1) 一、東近本册内近姑、爲識、一、西近本縣隴谷册溜弄、爲識
- D₁ (2) 一、南近本册墟内柳厄鴛、爲識、一、北近本册綠麻顏篤昆、爲識
- D₂ 一、歛圭地分、各處肆至等界
- D₂ (1) 一、東近本册曼溪鬮、爲識、一、西近楣圭磊(滷)樞、爲識
- D₂ (2) 一、南近本册墟内強、爲識、一、北近本册墟内柳貢吧、爲識
- E 一、雲圭同樞處
- E (1) 樞田、相連共肆畝、東近兵稅田、西南各近林、北近兵稅田、付與長男何光被監守、遞年率使耕種鋤穫、以爲祭祀田
- F 一、本册孥婢例、私饒陸人・從候陸人、并銅鼓壹件
- G 一所、民江、壹帶、東近大彭、西南各近本册并特(迪)果册、北近黃瀾江、付與長男何光被監守、如有攻魚拋網等坊(場)、每日常納生魚陸誠、如例
- B' 一道、次男何光祿、分爲大官郎、管束末圭兵民、係俗例、耕種鋤穫、造屋一任、使令祈神・祭鬼・葬祭・哭魂等事、如有宰殺牛牢羊猪等物、膝肩連足并五臟肉皮各壹斤・食肉盤壹面、如有牛牢到地而死、膝肩無足、常新節料、每年貳番、何光祿差使楣圭與本册孥饒壹人、聽從何光祿家中差使各役、其俗例、依如前祖父爲蠻僚留傳襲例
- C' 一、末圭私田池
- C' (1) 一所、徃田、相連共貳畝、東近溪、西南各近圭、北近廟
- C' (2) 一所、農案田、相連共貳畝壹高、東近溪、南近探池、西近塊墓、北近溪
- C' (3) 一所、櫟田、相連共貳畝、東近溪、西南各近林、北近同池
- C' (4) 一所、樞田、相連共壹畝、東近兵稅田、西近兵稅田、南近廟、北近本田
- C' (5) 一所、拱田、相連共壹畝、東西各近兵稅田、南近本田、北近溪

- C' (6) 一所、枹田、相連共貳畝、東近林、西南各近溪、北近兵稅田
- C' (7) 一所、壁田、相連共貳畝、東西各近兵稅田、南近林、北近溪
- C' (8) 一所、探池、壹口、東近本田、西南各近林、北近塊墓
- C' (9) 一所、批池、壹口、東近兵稅田、西南北各近林
- C' (10) 一所、沼池、相連貳口、東近祭田、西南各近林、北近圭
- D' 一、楣圭地分各處、肆至等界
- D' (1) 一、東近本册棟堞、爲識、一、西近本縣隴谷册滌芒、爲識
- D' (2) 一、南近本册肉垣墟、爲識、一、北近本縣隴谷册芒圭、爲識
- D' (3) 一所、楣圭裡池、一口、東西南各近林、北近芒圭
- E' 一、末圭、舊田、相連共貳畝五高、東近溪、西近圭、南近舊墓、北近溪、付與次男何光祿監守、遞年率使耕種鋤
- 穫、以爲祭祀田
- G' 一所、芃芒溪、東西各近本册、南近芒圭、北近浪圭、付與次男何光祿守看、地分、依如屬書內
- H (1) 一、土酋貳道、繼世屬書、應宰牛犒壹隻・酒拾埕、^①許本册飲食
- H (2) 一、本册入〔家〕、承照屬書、土酋官、猪壹口・酒壹埕・椰壹房、以爲敬禮
- H (3) 一、雲圭土酋官、長男娶妻、其蘭佳聘禮、册內共受
- H (4) 一、雲圭土酋官、有女子嫁夫、許册內飲食、其例中、只許壹子
- H (5) 一、册內或有何人淫奔亂倫及盜劫等役、以致本册所捉、彼家銀子參兩、將納雲圭土酋官、以爲謝禮
- I 一、本〔册〕地分各處、肆至等界
- I (1) 一、東近大彭澗圭滌蓮肉柘江葭朝被、爲識

- I (2) 一、西近隴谷册字頂山洪仙、近肉曳核由核連、夾特(迪)果册、爲識
- I (3) 一、南近黃爛册地分一區、上自特(迪)果、下至鬮民居、爲識
- I (4) 一、北近隴谷册核窠□憂擔同移鑽瑪泔、近泔圭磊□〔芒〕排楣、近芒圭浸升貢吧鞍駁、近浪圭小溪隸麻顏篤篤巧篤昆、近長圭爲識
- I (5) 再東近黃爛册鬮洞處至磊泔等處
- I (6) 再西近肉榜滌榜肉呼肉憂滌稜滌深肉裨等處
- I (7) 再南近泔圭至朝被肉爛肉監權墜權撮肉柳巧柳昆滌柳肉江肉滌江同江倭潭輔渚欄蘭字木、夾春臺册等處
- I (8) 再北近特(迪)果册同由凍旺每輔茫籠鬮茫籠泃民等處
- I (9) 一、本册民居、曠圭、上自葉棋、下至磐麻、再東近泃民、西近石調、南近泃瓦、北近鬮民廟等處
- I (10) 一、本〔册〕民居、擦圭、東近頽刀刀丐刀昆、再西近鑽探、南近滌泔、北近黃爛祿泔(泃)等界
- J 光順捌年貳月拾陸日、立屬書、親父安衛伯何德裕記

證見、鄉長^④

何遺敷記

何仲臺記

何崇道記

何克繼記

何德柞記

何文穿點指

何迷點指

何文竝點指

〔試譯〕

A

嘉興府青川縣雲籠冊の土酋である安衛伯何德裕・妻何氏華らは代々の國の名門であつて、代々家を繼いで土酋となり、兵民を束ねてきた。夫婦が自ら案ずるに、老いてきていつどうなるか分からない。それなのに遺してある田産はまだ分配の基準を設けておらず、自らの死後、争いごとが起こる事を懸念している。そこで件の先祖傳來の田地・私有の邸宅・覬圭・歛圭・柵圭・奴婢・財物などの類や項目は、豫め囑書を造り、分けて逐分とし、實の息子二人に留與するので、永く家産とするように。代々その分配分に照らし合わせ、各々自ら生業に勤め、祭禮に務めること。もし妄りに紛争を起こす者があればその分配金を剝奪し、きつと不孝の罪に坐さしめる。國に常法あり、よつて囑書二通を作成し、諸子に交付し、以下に列擧し、證據とする。

B

一通、長男何光被は分けて大官・本冊雲圭の土酋とし、各圭官郎及び兵民を管束すること。俗例に係る耕種鋤穫や屋敷やかきね、門の建築に關して一任し、祈神・祭鬼・葬祭・哭魂などのことをせしめる。もし牛・山羊・豚などを屠殺する者があれば、肩連足と五臓肉皮各一斤、それに食肉盤一面を贈ること。山林で狩獵をし、禽獸を得た者は、肩連足と五臓各肉を納めること、また同様である。もし牛が地に倒れて死んでいたら、(發見者は)肩無足を贈ること。新嘗節の手當は、毎年二回用意する。何光被は自ら覬圭と歛圭ならびに本冊の奴婢十二人を差し使わす。何光被家中に命じて山林での伐採作業等の役に遣わす。もし別縣の冊人が各處所に寓居して耕作する者があれば、毎年一人あたり粟五十斗を納めること。それら俗例は、前祖父の蠻僚留傳襲例に依る。

- C₁ 一、雲圭の私田池
- C₁ (1) 一所、塊田、相い連なること五ヶ所、計六畝、東は林に近く、西南北はそれぞれ兵稅田に近い
- C₁ (2) 一所、畚田、相い連なり、計三畝、東は娘墟に近く、西南はそれぞれ林に近く、北は兵稅田に近い
- C₁ (3) 一所、告田、相い連なり、計四畝、東西南北はそれぞれ兵稅田に近い
- C₁ (4) 一所、凜田、相い連なり、計五畝五高、東は浮沙に近く、西南北はそれぞれ兵稅田に近い
- C₁ (5) 一所、衙池、一口、東は兵稅田に近く、西南はそれぞれ告の墓地に近く、北は兵稅田に近い
- C₁ (6) 一所、溲田、二高、東は憂溪に近く、西は林に近く、南は溲の水脈に近く、北は溪に近い
- C₁ (7) 一所、同池、一口、末同處に位置し、東は溪と小路に近く、南は林に近く、西は廟に近く、北は兵稅田に近い
- C₂ 一、霜圭の私田
- C₂ (1) 一所、溲田、相い連なり、計五畝、東は獨運田に近く、西南はそれぞれ圭に近く、北は兵稅田に近い
- C₃ 一、掾圭の私田
- C₃ (1) 一所、邦田、相い連なり、計八畝、東は狝丘に近く、西南はそれぞれ江に近く、北は兵稅凍田に近い
- D₁ 一、蜆圭地分の各處、四至等の境界
- D₁ (1) 一、東は本冊の近姑山に近く、標識とする、一、西は本縣隴谷冊の弄泉に近く、標識とする
- D₁ (2) 一、南は本冊墟内柳の厄獮に近く、標識とする、一、北は本冊の繚麻岡・小坂に近く、標識とする
- D₂ 一、歛圭地分の各處、四至等の境界
- D₂ (1) 一、東は本冊の憂溪の歛河口に近く、標識とする、一、西は相圭の樞泉に近く、標識とする
- D₂ (2) 一、南は本冊の墟内強に近く、標識とする、一、北は本冊墟内柳の四用水路に近く、標識とする

E 一、雲圭の同榎處

E(1) 榎田、相い連なり、計四畝、東は兵稅田に近く、西南はそれぞれ林に近く、北は兵稅田に近く、長男何光被に付與して監守せしめ、年ごとに率先して耕種鋤穫せしめ、以て祭祀田とする

F 一、本册奴婢の例では、私饒六人・從候六人、ならびに銅鼓一面あり

G 一所、民江、一帶、東は大彭に近く、西南はそれぞれ本册と迪果册に近く、北は黃蘗江に近く、長男何光被に付與して監守せしめる。もし魚を取り、網をうっているなどの場所があれば、毎日常に生魚六尾を納めること、例の如し

B' 一通、次男何光祿は分けて大官郎とし、末圭兵民を管束すること。俗例に係る耕種鋤穫や造屋に關して一任し、祈神・祭鬼・葬祭・哭魂などのことをせしめる。もし牛・山羊・豚などの物を屠殺する者があれば、肩連足と五臓肉皮各一片、それに食肉盤一面を贈ること。もし牛が地に倒れて死んでいたら、(發見者は)肩無足を贈ること。新嘗節の手當は、毎年二回用意する。何光祿は榎圭と本册の奴婢饒人一人を差し使わす。何光祿家中に命じて各役に遣わす。それら俗例は、前祖父の蠻僚留傳襲例に依る

C' 一、末圭の私田池

C'(1) 一所、牲田、相い連なり、計二畝、東は溪に近く、西南はそれぞれ圭に近く、北は廟に近い

C'(2) 一所、農案田、相い連なり、計二畝一高、東は溪に近く、南は探池に近く、西は塊の墓地に近く、北は溪に近い

C'(3) 一所、榎田、相い連なり、計二畝、東は溪に近く、西南はそれぞれ林に近く、北は同池に近い

- C' (4) 一所、榎田、相い連なり、計一畝、東は兵稅田に近く、西は兵稅田に近く、南は廟に近く、北は本田に近い
- C' (5) 一所、拱田、相い連なり、計一畝、東西はそれぞれ兵稅田に近く、南は本田に近く、北は溪に近い
- C' (6) 一所、枹田、相い連なり、計二畝、東は林に近く、西南はそれぞれ溪に近く、北は兵稅田に近い
- C' (7) 一所、壁田、相い連なり、計二畝、東西はそれぞれ兵稅田に近く、南は林に近く、北は溪に近い
- C' (8) 一所、探池、一口、東は本田に近く、西南はそれぞれ林に近く、北は塊の墓地に近い
- C' (9) 一所、批池、一口、東は兵稅田に近く、西南北はそれぞれ林に近い
- C' (10) 一所、沼池、相い連なり、計二口、東は祭田に近く、西南はそれぞれ林に近く、北は圭に近い
- D' 一、榎圭地分の各處、四至等の境界
- D' (1) 一、東は本册塚の小山に近く、標識となす。一、西は本縣隴谷册の芒泉に近く、標識となす
- D' (2) 一、南は本册垣墟山に近く、標識となす。一、北は本縣隴谷册芒圭に近く、標識となす
- D' (3) 一所、榎圭の廻池、一口、東西南それぞれ林に近く、北は芒圭に近い
- E' 一、末圭の舊田、相い連なり、計二畝五高、東は溪に近く、西は圭に近く、南は舊の墓地に近く、北は溪に近く、次男何光祿に付與して監守せしめ、年ごとに率先して耕種鋤穫せしめ、以て祭祀田とすること
- G' 一所、芄芒溪、東西はそれぞれ本册に近く、南は芒圭に近く、北は浪圭に近く、次男何光祿に付與して守看せしめる。地分は囑書に依る

H(1) 一例、土酋が二道の囑書を繼世するにあたっては、ねぎらい用の牛一頭を屠殺し、酒十瓶を用意し、本冊の飲食を許すこと

H(2) 一例、本冊の村人を家に來させた場合は、囑書に照らして、土酋官は豚一人前・酒一瓶・バナナ一房を用意し、以て敬禮とする

H(3) 一例、雲圭土酋官が長男に妻を持たせたら、そのめでたき聘禮を、冊内の者は皆享受する

H(4) 一例、雲圭土酋官が娘を嫁に出したら、冊内の者は飲食を許す。其の例の中では、ただ一子のみを許す。

H(5) 一例、冊内にもし淫奔で風紀を亂したり、盜劫等のことをしでかして、本冊の捕捉することとなれば、その者の家は銀子三兩を雲圭土酋官に納め、以て謝罪の禮とすること

I 一、本冊地分の各處の四至等の境界

I(1) 一、東は大彭 從圭の蓮泉・柳山・蔑江・朝靱に近く、標識とする

I(2) 一、西は隴谷冊李頂山の仙井に近く、曳山・由移・連岩に近く、油果冊に接し、標識とする

I(3) 一、南は黃爛冊地分の一區に近く、上は迪果より、下は鬮民處に至り、標識とする

I(4) 一、北は隴谷冊窰のバンヤンの樹・憂□・擔の畑・鑽の岩・泮の墓地に近く、泮圭の芒の泉・排欄に近く、芒圭の浸升・咽の用水路、鞍駁に近く、浪圭の小溪・繚麻の岡、大坂・小坂に近く、長圭に近く、標識とする

I(5) 再東は黃爛冊鬮洞處に近く、洸泉などの處に至る

I(6) 再西は榜山・榜泉・呼山・憂山・稜泉・深泉・裨山などの處に近い

I(7) 再南は從圭に近く、朝靱山・蘄山・監權・塋權・撮山・柳柳巧・柳昆・瀝江・山瀝江・畑倭潭・補落・欄蘭・李木に至り、春臺冊などの處に接す

I (8) 再北は迪果冊の由畑・凍旺毎・楠・茫籠・鬮・茫籠・民溝などの處に近い

I (9) 一、本冊民居、曠圭、上は葉棋より、下は磐麻に至る、再び東は民の溝に近く、西は石調に近く、南は芄の溝に近く、北は鬮民廟などの處に近い

I (10) 一、本冊民居、揅圭、東は類刀・大坂・小坂に近く、再び西は鑛探に近く、南は赤泉に近く、北は黄爛の祿溝などの界に近い

J 光順八年二月十六日、囑書を作成する

實の父である安衛伯何德裕記す

證見、郷長である何遺敷記す 何仲臺記す 何崇道記す 何克繼記す 何德祚記す 何文穿點指す 何迷點指す

何文竝點指す 阮科點指す 何貯點指す

全冊の上下(の者)共に記す

〔譯注〕

①國閩 ESH八版に「國閩」とある方が妥當。

②覬圭歛圭楣圭 次に「并」の字があるので覬圭歛圭楣圭は孿婢・財物などと竝列關係にあるのだが、各圭そのものが財産として擧げられている點をどう理解するべきか。土酋の権限に關わる重大な情報ではあるが、理解の爲の關連史料があまりにも少ないため、本稿では考察の對象とせず、後考をまつ。

③雲圭 文章から判斷する限り、この雲圭には官郎は存在せず、土酋が冊全體の長であると同時に雲圭の長でもあったと考えられる。

- ④牛牢 牢はもともと生け贄の牛を指すが、後段Bにも「牛牢」が見えており、単に牛を意味すると考えられる。
- ⑤羊 山羊のこと。「八尾 一九九六・二四一」⁽¹⁰⁾
- ⑥臄 *hien* 字喃。「表」「俵」などと同じく「贈る」の意味。
- ⑦肩連足 動物の肩から足まで連続した肉片を意味する。「八尾 一九九六・二三四」。肩連足とそのまま譯しておく。一方、足先の無いのが「肩無足」であろう。
- ⑧常新 B S H八版には「嘗新」とつくる。新嘗祭のことであろう。
- ⑨粟華 B S H八、E S H八、D S H八版には「禾穀」とある。この場合の「華 *ho*」の意味は不明。粟とのみ譯しておく。
- ⑩○田、⑩○○處 ⑩は圭内部の各土地區劃を、⑩は更にその内部の區劃を示すと考えられる。
- ⑪頃 *khənh* 字喃。一定の境界に圍まれた土地を指す。「○ヶ所」と譯しておく。
- ⑫兵稅田 後述。
- ⑬墟 舊居住區を意味する。なお、本囑書は漢文文書であるが、既に譯注で示しているように字喃も使用されている。そのためその口語的文法に引きずられて、固有地名とそれに附屬する地理表示單位語（例えば圭や山など）が固有地名の先に表記される場合が多々ある。
- ⑭浮沙 川の屈曲地點に土砂が堆積してできた地形。タインソン縣の北側のダー河の屈曲部には廣大な浮沙地帯が存在する。
- ⑮墓 墓地のこと。
- ⑯脈 *mach* 字喃。水脈のこと。
- ⑰霜圭 丁氏が官郎を務めている圭。

- ⑱ 圭 土酋および官郎の家を指すと考えられる。
- ⑲ 内 ni 字喃。山のこと。
- ⑳ 瀦 suí 字喃。泉のこと。
- ㉑ 厄 不明。
- ㉒ 頰 toi 字喃。岡の意味〔八尾 一九九六・二三二〕。
- ㉓ 篤 tōc 字喃。坂の意味〔八尾 一九九六・二三二〕。
- ㉔ 昆 on 字喃。「小さい」の意味。「篤昆」で「小坂」くらいの意味か。
- ㉕ 𪛗 c'ia 字喃。河口のこと。「𪛗𪛗」で「𪛗の地にある河口」の意味。
- ㉖ 貢 cōng 字喃。用水路のこと。
- ㉗ 私饒・從候 「饒人」は首長に對する奉仕人のことだが〔八尾 一九九六・二三四〕、從候の存在形態は不明である。
- ㉘ 本田 メインの田の意味か。しかし、この囑書の中にはどの田が「本田」であるか指定がない。
- ㉙ 棟 tōng 字喃。畠のこと。
- ㉚ H(1)は文意がとりにくいが譯文のように解釋した。なお、原文のHの部分に「土酋」とあるところをAQT八版はすべて「正副土酋」としている。
- ㉛ 牛犒 「犒」は「ねぎらう」という意味を有しているので、ねぎらい用の牛と譯しておく。
- ㉜ 埴 chin 字喃。酒などを入れる容器のこと。「瓶」と譯しておく。なお〔八尾 一九九六・二三四〕では筆者の校正ミスで“chin”となっている。ここで訂正しておく。
- ㉝ 蘭佳 「蘭」も「佳」もいい意味なので「めでたい」と譯しておく。
- ㉞ 其例中、只許壹子 文意不明。或いは誤脱の部分があるのかも知れない。

- ③⑤ 泚 *gēng* 字喃。井戸のこと。
- ③⑥ 移 *đi* 字喃。バンヤンの樹のこと、ヴェトナムの村のはずれや寺社の庭によく植わっている。
- ③⑦ 砦 *đá* 字喃。石、岩のこと。ここでは岩山ぐらゐの意味か。
- ③⑧ 夾 *giáp* 字喃。「境界」や「境界を接する」という意味。
- ③⑨ 同 *đồng* 字喃。畠のこと。
- ④⑩ 塢 *mà* 字喃。墓地のこと。
- ④⑪ 丐 *cái* 字喃。「大きい」の意味。「篤丐」は「大坂」程度の通稱か。
- ④⑫ 再東 再の意味することが不明。「東の更に東は」の意味か？
- ④⑬ 泚 *ngôi* 字喃。水溝のこと〔八尾 一九九六：三三四〕。
- ④⑭ 郷長 囑書作成者の次に「郷長」とあるが、この「郷」が何を意味するかは不明である。そもそも字喃「圭 *gưê*」が郷を意味する言葉である。ビン〔Binh 1976: 44〕はホアビンの官郎の家譜に同様に「郷長」とあるのを圭の長、つまり官郎と理解する。

第二章 分析と比較

本章では前章をうけて、官郎丁氏の囑書と比較しつつ、土酋囑書の分析を行うが、まず囑書全体の構成を見ておく。

第一節 全體の構成

丁氏囑書は、一見黎朝の規定した體式に依っているようでありながら、種々の改變があつたことを指摘した〔八尾 一九九六〕。何氏囑書の場合、その準據の程度は丁氏よりまさっている。各部分について見ていく。

- ・ A 前文 ほぼ體式に準據しており、囑書の作成者と繼承者(二人)の名前も記されている。丁氏の場合、繼承者の名前が無く、その點に筆者「八尾 一九九六・二三三・二二八」は、一部改竄の可能性を指摘した。
 - ・ B、B' 二人の繼承者(兄が土酋、弟が官郎)の責務と、村落内部での諸權限を規定している。基本的な部分はB、B'でそう變わりはなく、わずかに官郎を束ねる責務と權限が土酋にあることを明言している。このB、B'の部分が、普通の囑書には見られない部分である。また丁氏囑書の場合はあとの「例」の部分にその内容が纏められている。
 - ・ C、C' 二人が繼承する不動産(田地及び池など)を、名前、面積、位置などを具體的に明示して列舉している。
 - ・ D、D' 財産として擧げられている圭(A)の四至を示した箇所。
 - ・ E、E'⁽¹²⁾ 二人が關わる祭儀の經濟的基盤たる祭祀田の規定である。ここも黎朝の體式に準據しており、よく見られる規定である。
 - ・ F 奴隸に關する規定である。黎朝社會における財産としての奴隸の存在は『黎朝刑律』などでも確認される。ただし、黎朝の主たる生産者は小農であり、平地社會での奴隸の存在は微々たるものである。
 - ・ G、G' C、C'の不動産に近い、河川の利用權を規定している。
 - ・ H 首長が受けるべき村民からのサービースと反對給付を規定。丁氏囑書でははっきりと「例」とされている。
 - ・ I 雲籠冊の範圍を明示したもの。
 - ・ J 年號と、作成者のサイン及び立會人のサインの部分である。
- 全體の構成からすれば、丁氏囑書に無い部分(G、Iなど)があるものの、何氏囑書は丁氏のそれと類似する印象を受けるが、にもかかわらず、異なる點が多く見られる。次節以下ではそれを項目毎にみていく。

第二節 前 文

第一章で觸れたが、何氏文書の前文には書き手と繼承者の名前が黎朝の定めた形式に従って記されている。そして崇康囑書では、財産の項目に一部にしろ手を入れる一方で、囑書作成者や繼承者や證人の氏名は光順囑書と同一なのである。一方、丁氏囑書は書き手の名はあるものの、繼承者の氏名を缺いている。これはいかなる理由に因るものであろうか。

丁氏の場合、囑書の代ごとの囑書作成がおそらく無かつた理由について、筆者は前稿〔八尾 一九九六・二二五—二三四〕では、中央からの「囑書を作成すべし」という文化的壓力が聖宗以降弱まったためとした。にも関わらず、やはり囑書自体、何らかの效力を持っていたことは否定できない。これも民族學からの報告であるが、近世ムオン社會では首長は基本的に長子相續が行われ、家産、權限等の分割による威信の低下を避けたという⁽¹³⁾。このことをふまえると、本來、大幅な書き換えは必要としないほど、首長の財産は固定されるのが原則であり、それゆえに全面的・繼續的な囑書の書き換えは不要であつたのではないか。自分たちの先祖が黎朝聖宗によってその權威を保障されるものとして、その先祖の名と元號は變更されずに生き残つたのだと考えられる。

何氏の場合、史料批判の問題もからんで、やや複雑である。何氏も、中央政權の元號が地方首長の囑書に重みを持たせることを認識していたことは想像できる。その際、何氏囑書にある光順も崇康もともに價値を持ち得る元號なのである。光順は洪徳とともに聖宗の元號であり、崇康は黎朝を篡奪した莫氏のものである。崇康年間、南北に分裂していたヴェトナムでは北部デルタに據る莫氏がタインホアに據る黎朝亡命政權に對して攻勢をかけていた。海岸線に近い道（現在の國道一號線や統一鐵道とは異なる）が、兩軍の激突する正面であつたが、閒道が現在のハノイから西進し、更に現ラオス國境をかすめてタインホアへと延びていた。嘉興は、現在ムオン族が居住する地域を貫通するこの閒道の途上にある。聖宗没後、内亂のためにこの地方は忘れられた存在になつていたが、ここにきて再び接觸が密となつたのであろう。では、崇康

期に作られた囑書をもとに、光順囑書が「作成」されたのであろうか。この考え方には、どうせ元號を假託するのであれば、どうしてよりポピュラーな「洪徳」を使用しなかったのかという疑問符がつく。⁽¹⁴⁾ 聖宗の一連の政策は何も洪徳時に偏っていただけではないし、實際光順年間にもこの地方での軍事行動が確認されている。しかし、やはり光順年間は華々しい洪徳時代の準備期間の印象を拭えず、実際に光順期に作成されたものを基に、崇康期に改訂版が作成されたと考える方が自然である。⁽¹⁵⁾ その際、作成者と繼承者の名を變えずに残したのは、作成者とその二人の子が、それぞれの家系（兄の家系は雲龍冊の土酋、弟の家系は末圭の官郎）の始祖というように認識されていたから残されたのだと理解できる。⁽¹⁶⁾ 兩囑書の前文及び末尾の元號に見られる改竄の跡は、やり方は異なっている、十五世紀のものに對するこだわりを丁・何兩家が持ち続けた結果であり、その行動自體に本質的な差異は無いと考える。

第三節 「例」

丁氏囑書の分析ではこの「例」（平地部での俗例、郷約にあたる）こそが、官郎の重要な繼承「財産」であったと指摘した。單純に條文だけを数えると、丁氏が十三條に對して何氏は五條（Hの部分）に過ぎない。しかも、丁氏囑書と違つて「例」と明記されてはいない。しかしそのことは何氏にとつて「例」が重要で無かつたことを意味するわけではない。兩者を個別に以下比較してみる。

丁氏第一條—第三條は官郎の家の新規建設、修理に關して村人の義務と、それに對する官郎の下降給付を述べたものである。これは何氏囑書B、B'とH⁽²⁾に規定されている。

丁氏第四條は官郎の農作業に關する村人の勞働力提供を規定したもの。これには何氏に對應條文がなく、B、B'に概括的に述べられているに過ぎない。

丁氏第五條は饒人の規定である。丁氏は二人と規定し、何氏は土酋が三つの圭から各二人ずつ、計六人とFで規定して

(17) いる。

丁氏第六條、九條、十條、十二條は村の祭儀に關わる官郎の責務を記したもので、何氏ではこれもB、B'に規定されている。

丁氏第七條、十一條は村民の種々の行事に官郎への貢ぎ物が必要であることを規定している。ここは何氏に直接該當する部分はなく、H-⑤が若干關係するのみである。

丁氏第八條は官郎の身内の婚禮の際の村民の義務と郷食の恩恵を規定している。何氏ではH-③④が該當する。

丁氏第十三條は入會地(山林)での野獸獲得者の貢納義務を規定したものの。何氏ではB、B'が山林に關して、G、G'が特定の河川について規定している。

以上、單純に數だけだと丁氏囑書の方が多様な印象を受けたが、中身は例という形を取らずに、囑書の全體で何氏の場合はそれに言及している。もちろん各項目の内容によっては多少の出入りがあるが、兩者の間に「例」に關しても根本的な差があったとは考えにくい。ただし、條文を比較すれば一目瞭然だが、丁氏の方がはるかに具體的で、詳細である。かつ、民族學の研究などで、首長の諸權限の中で最も重要とされる、村民に對する強制労働の規定が何氏囑書の場合にはさりと流して記述するのみである。これは、土酋の權限が官郎より劣ることを意味するのではなく、⁽¹⁹⁾黎朝の法觀念から逸脱している部分を突出しないよう、極力囑書本來の趣旨に沿っているように取り繕おうという意圖が土酋何氏にあつたからと考えるべきであろう。

第四節 家 産

最後に家産についてである。まず注目すべきはその面積及び面積表示である。

丁氏囑書が、植える苗の數(秧 $\text{H} \text{H} \text{H}$)でもって面積を表示しているのに對し、何氏囑書は「畝 $\text{H} \text{H} \text{H}$ 」(近世ヴェトナムなら

三六〇〇平米」を使用している。丁氏の場合、換算すると一畝八高²⁰。一七畝八高になり、何氏の場合は兄が三十五畝五高、弟が十四畝六高であり、丁氏より多いとはいえどちらもかなり小さいものである。十九—二十世紀のムオン族社會の研究からは、私有地の存在がまれで、村落に歸屬する土地がほとんどであったこと、ただしその分配に關して首長が絶大な権限を有していたことが報告されている。安易な類推は危険だが、少なくとも私有地が土酋の権限の唯一の基盤であったと言いがたい。それは何氏、丁氏どちらの場合にも當てはまる。

次に注目するのは四至の表記である

丁氏囑書の分析では四至の多くが、自然境界（川、林など）及びそれに類するものであることを指摘し、その一方で田そのものの面積が小さいことから、入會地などをも含んだ一圓的所有概念を官郎が有していたのではないかと述べた（八尾一九九六：二三二）。何氏の場合も同様のことが指摘できるのだが、もう一つ、四至記述に頻出する「兵稅田」の存在が問題になってくる。

黎朝の諸制度に關する史料を涉獵してもこの「兵稅田」は出てこない。ただ、囑書と同時に採集した史料の中に、景治八年（一六七〇）に當時の土酋何光盛が提出した「戸簿」の寫しが含まれており、その中に「兵稅田」が出てくる。關係部分は以下の通りである。

（前略）一、兵稅田、五百畝參高捌尺五寸。例として花銀子拾貳兩。

一、見（＝現）耕、貳百畝。原例として花銀子肆兩を納む。

一、蕪荒、參百畝參高捌尺五寸、並びに已に水被類弱し、已に林藪と成る。原例として花銀子捌兩根壹堆を准□す（割り引く）。

戸簿、景治捌年參月貳拾筵日、申簿す。（以下略）

もともと五百畝あった兵稅田が現在（景治八年）では二百畝しか耕作されていないことと、その分についての税額を報

告したのだが、これから、兵税田が納税義務を負った田地であったことが知られる。黎明聖宗期の規定では、あらゆる一般民は國家による「閲選」を受け、壯項、軍項、民項等の各項に分けられて戸簿が作成され、その項に従って兵役と納税の義務を負った〔藤原 一九八六・三九三―三九七〕。そしてその代償として、同じく國家の作成による田簿を基として、國家から公田を支給された。その公田制度に關しては國內外に既に多くの研究があるが、それによると、まず戸簿に關しては、縣官が社官に自社の報告書を作成・納入させるのに對して、田簿作成には自らがその調査の先頭に立つべしとの規定であった〔櫻井 一九八七・一〇一―一〇三〕。ただ、實際の調査作業にあたっては、知縣が最終責任を負いつつも、社長があたっていたことが容易に想像できる〔桃木 一九九一・九〇―九二〕。

上記の規定は、もちろん平地の直接支配地を意識したのだが、雲籠冊の場合、青川縣に所屬していたわけだから同様の手續きが、實態は別として、行われていたと考えられる。そして知縣に臺帳を提出する義務を負ったのが、平地の社長に相當する土酋であったのだろう。具體的には、各圭の官郎がとりまとめた報告が土酋のところに集められ、知縣に納入する前に、文書の體例を統一する必要があった。「畝」で書かずに「秧」で土地面積を記している文書を知縣が受け取るはずがないからである。そういう事態を考えると、何故にほぼ同時期のデータを持ち、ランクこそ差があるとはいへ、同じ首長の地位にあった何氏と丁氏の囑書にこれほどまでの違いがあるのかも理解できる。つまり、囑書作成の際、當然依った資料があったはずだが、田簿、戸簿の寫しなどがまさにそれであった。⁽²²⁾ 丁氏の場合、その原資料が「秧」で記載されていたのに對し、何氏は知縣向けの「畝」に読み換えて書かれた資料が手元にあったということなのである。兵税田に關しても、おそらく首長たる官郎、或いは土酋も、具體的に村や國家に歸屬するなどという概念は曖昧で、四至記述の際に目に入らなかつたと解釋できる。ただし、土酋の場合、そうした概念は曖昧ながらも、縣に提出する文書にはとにかく何か四至項目を取り繕って書かねばならない。そして書かれた資料を土酋の方は囑書作成にあたって使用したため、官郎などと土地所有に對する同様の概念を持ちつつも、このような差が出たのであろう。⁽²³⁾

上記に分析したことから、土酋と官郎の囑書は多くの異なる點を有するように見えながら、質的にはさして變わらない種々の財産や權限を規定していたことが判る。そして、官郎の中のトップというだけでない土酋の立場の違い、つまり、ともに中央と地方の間の存在であるはずなのに、官郎が比較的現地社會の方を向いていたのに對して、土酋はそうはいかない、縣官と直接に接している、そうした差が囑書に反映されたのだと指摘できよう。

むすびにかえて

以上で分析を終わる。初出史料故、推論に頼る部分があまりにも多く、満足はいく結論がだせたとはとうてい思えない。そこで、以降の研究への見通しに關して記して、むすびにかえたい。

桃木〔一九九六・三二—三五〕が説くように、ヴェトナムでは十世紀に中國から獨立を果たしたものの、十五世紀になってようやく中國に對する對抗意識（その反面、事大主義をもちつゝも）が「南國」も一つ一つの中華」という形となって確立する。そして、中華を稱する限り、「華」を慕ってやってくる「夷」の存在が不可缺となる。

聖宗は自らの國家觀實現のため、自らを中心とした同心圓的な秩序の内外に「夷」の存在を追求したのである。その爲に、名目上の夷—クメールやジャワ、タイなど、貿易船を派遣してくる諸國やランサン等—、間接支配を及ぼしている夷—解體後のチャンパ藩王國、知州などの肩書きを帯びた少數民族首長—とともに、直轄地たる縣の下に組み込まれた嘉興のムオン族の首長は、本人の意思とは關係なく、直接支配（同心圓の中心）により近い夷として黎朝から位置附けられたのである。その長が土酋であった。

分析の中で繰り返し述べたが、土酋と官郎の間に本質的な差異は見いだせない。はるかに土酋何氏の方が中央を「氣にしている」様が多々文書から読みとれるものの、土酋が官郎と知縣の間に位置するのであるからそれは當たり前と言ってしまうばそれまでである。しかし「土酋」はそもそも最初から土酋であったのか。

最初にはつきりさせておくべきであったが、實は官郎も土酋も黎朝の正式な官職名ではない。正確には彼らは輔導司の官である。⁽²⁴⁾これに關し、『興化處風土錄』序文には

興化承宣(中略)、各々輔導有り。四縣ただ土酋のみ有り。

とあり、縣には例外はあるものの土酋だけが存在していたとし、他の州の項をみると、青川の何氏より大きな勢力が多々存在するにもかかわらず、土酋の存在を明記している州は一つ(木州)しかない。つまり、縣という、少數民族の地帯の中の直轄地において、縣官に直接ふれあう存在として、官郎クラスの中から、ある場所では飛び抜けた存在のものを、ある場所では拮抗しているがとりあえず最大勢力の者を選んで黎朝側が「土酋」とした可能性が高いのである。それは實務的な問題と觀念的な華夷秩序の問題を一舉に解決する方便であったと言えよう。

當時の青川縣の内部での勢力圖がどうか、残念ながら手持ちの資料では何も判らない。しかし兩囑書からだけでも、例えば官郎が土酋の權限を全面的に認めてはいないことは窺えるし、何氏の内部においても對立があったふしがある。もっとも、黎朝側では、内部の抗争自體は實に大した問題ではなかったのかも知れない。上記のような華夷秩序が維持されればそれでいいわけである。しかし、現地社會の側ではそれでは濟まない。土酋の稱號が社會の安定に繋がったのか、延々と續く抗争を引き起こす誘因となったのか、黎朝の影響力の變動ともからめ、時間の幅をとって、研究を續ける必要がある。

註

(1) 十四世紀末から十五世紀にかけて、現中國雲南とラオスの國境に位置するシブソンバンナー地方では、ムアンチェンフンが北進の動きを見たが、明に阻まれ、明への朝貢を頻繁に行つて、ラーンサーンなど他の周邊勢力の上になつた地位を

明の力を背景に確立しようとした(加藤 一九九七:五四—六〇)。

(2) ただし、『大南一統誌』興化省 古蹟の記載によれば、興化承宣の都司は近在の山西承宣の先豊縣に、承政司・憲祭司

の二司は山西の山圍縣に寄治した。

- (3) 平地の社の下の「村」などに相當する。なお、青川縣下の諸冊は少なくとも黎朝後期には社に改編されたい。
- (4) 黎朝以前にもこの地方には半獨立勢力が存在し、時の中央政權から様々な稱號などを得ていたが、この地方において黎朝以前に遡る囑書の作成があったことは寡聞にして知らない。
- (5) 『大南一統誌』興化省 建置沿革 清山縣には何氏が代々土酋職を、丁氏が輔導職を世襲しているとの記載がある。
- (6) 青山縣は阮朝時代に青川縣から分離成立した。ただし、聞き取りによると、この縣の丁氏と何氏はともに首長であったとはいえ、十五世紀に、もつと西の本宗から分かれた支派だとのことである。グエン・ズオン・ビン [Nguyễn Duông Binh 1974: 36—38] も七〇年代の聞き取り調査で、この地のムオン族の故地は西南の現ホアビン省やソントタイの西北部であったとしている。
- (7) 「八尾 一九九七」では「崇康」とするべきところをすべて「崇興」と誤寫してしまった。ここで訂正する。
- (8) 「八尾 一九九七」でも記したが、各文書には筆者が略號を附した。光順八年のデートのある文書はDOT八とAQT八、崇康八年の囑書はBSH八、DSH八、ESH八の三本である。本稿の原文はDOT八をメインに、他の四つで校合するという作業から出来たものであるが、疑問となる點も多く、暫定版としている。

(9) 原文は註(8)にもあるように、「八尾 一九九七:二八一—三〇」に基づくが、その後新たに見つかった不備の修正に關

してはいちいち断っていない。なお、原文中に()とあるのはその直前の文字より()内の文字の方が妥當と思われること、「」は底版(DQT八)に缺けていた文字を他の版で補ったことを意味している。また、行論の都合上、種々の記號やライン(譯註部分の——は固有地名及び人名、——は確證がないものの、固有地名及び人名と考えられるもの、——は筆者の能力不足のため解讀不能の字句を意味して、——を施してある。

(10) 丁氏囑書の譯註作業「八尾 一九九六」では語句の解説にあたり、チン・カック・メイン Tinh Khắc Mạnh、ノト ユオン Le Tuông 兩氏の研究 [Mạnh nd: 1984; 1991] [Tuông 1974] を参照やせてもふ、引用箇所を示したが、今回は煩雜さを避けるため、拙稿「八尾 一九九六」の關連箇所のみを示す。

(11) 『黎朝刑律』三六六條にも、囑書等の作成に當たって「本郷官長」が保證人になるべしと規定しているが、特定の固有の官職を意味するのではなく、當該地區の長程度の意味をもつと考えられる。

(12) ただし、『黎朝刑律』などの規定では、財産は均分相續が建て前であるが、祖先の祭祀を行う財源としての祭祀田(香火田)は、特に分割せず、祭祀に責任を負う人物(多くは長子であるが)が相續することとなっている。祭祀田を別々に設定したことは、家系そのものの分化を意味したものと見えよう。

(13) [Cuisinier 1946: 280—281] [Binh 1976: 41—43] など。

黄仲政『興化處風土録』（十八世紀後半の書、漢喃研究院所蔵。フランス極東學院記號 A306）に「土酋兄弟自ら相婚をなし、別族はこれを異類といて娶とらず」とあるのも財産の分散を抑える風習があったことを示しているのであろう。

(14) この點に關しては、一九九六年十二月に沖繩で開催された科研（重點領域研究）報告會での筆者報告に對する桃木至朗氏のご教示によるところが多い。

(15) ただし、行政区劃の變遷からすると、黎明聖宗時代にこの地は正しくは青源縣であつて莫氏時代になつて清川縣となつた。そのことを以て、崇康の方が原資料であるとするのも可能ではあるが、寫す段階で現地名に書き換えられた可能性が高い。

(16) 二つの家系の間には、囑書AQT八が自分のことを「副土酋」としている（譯註⑨参照）ことからも知れるように、ライバル意識があつたと考えられる。靜いがあつたとき、この囑書は自らの權利を主張するものとして機能したであろうし、その爲にも始祖の名は必要であつたのだらう。祭祀田をそれぞれ設ける（何氏囑書E、E'や註(12)）というのも、このあたりのことが原因となつていたのであろう。

(17) その數の少なさはやはり家内の雜役に充てられる程度のものであつたからであらう。一方の從候の方はその調達方法、服務の實態など一切不明である。

(18) 官郎制度は嘉興では一九四五年度の八月革命前に既に崩壊していたとされる [Binh 1974: 43] が、この祭祀執行權が首長の威信を保つていけば最後の據りどころであつた。

(19) ウェトナム人研究者の事例報告（例えばビン [Binh 1974: 39]）の他、吉澤 [一九八二：一〇六] はタイ族の同様の事例を紹介している。

(20) 首長は多くの土地の使用權を持つており、事實上、私有地とかわることは無かつたが、それでもあくまで保持していたのは占有權であつて、例えば首長がその地位を逐われるとその土地は村に歸屬した [Binh 1974: 41; 1977: 15-17]。

(21) 何氏囑書には二十一の土地に關する四至記述があるが、二十一×四＝八十四の内、二十六が兵稅田である。

(22) そもそもそういう時ぐらいしか、自分の土地の面積を確定しようという意識は生まれなかつたであらう。

(23) 土酋といえど、他の官郎の管轄する圭の農地調査を行ひえた可能性は少ない。それが、いくら創作の色濃い中央向けの田簿とはいへ、いい加減な四至記述を土酋が作り上げることが出来なかつた理由であらう。一方、面積のほうは一定の比率をもとにした書き換えは容易である。また、この嘉興における稅制がどのようであつたかは具體的な史料がないが、近世の嘉興では、ムオン首長によつて公田を給された一般民は、首長に對して勞働奉仕や貢納の義務があつた [Binh 1977: 18]。このことも、首長の土地所有觀念を曖昧にする一つの要因であつたのかも知れない。

(24) ウェトナムでは黎明以前から、周邊の小首長に輔導、父道等の稱號を與えていた。聖宗期にこれらは官僚制度に組み込まれ、蠻夷輔導司輔導正は正八品、輔導副は從八品、蠻夷長官司長官は正九品、長官副は從九品に位置附けられた。

〔附記〕 本稿は文部省科學研究費補助金（國際學術研究）及び松下國際財團研究助成金による研究成果の一部である。また、本年四月の東南アジア史學會關西例會での發表において、多くの方々から有益なご意見を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

〈参考文献〉

藤原利一郎、一九八六、「ヴェトナムにおける「賦制」の成立」『東南アジア史の研究』法藏館。

加藤久美子、一九九七、「シップソン・ンナーにおける「中央」と「地方」—ムアンチェンフンと周邊勢力との關係をめぐって—」吉川利治（編）『東南アジア史の「中央」と「地方」』文部省科學研究費補助金（國際學術研究）研究成果報告書、大阪外國語大學。

桃木 至朗、一九九一、「書評 櫻井由躬雄『ベトナム村落の形成—村落共有田—コンディエン制の史的展開—』一九八七年創文社」『東南アジア 歴史と文化』20。

——、一九九六、「南國」の世界像—「北」との關係を中心として「吉川利治」(編)『東南アジア史に見る國家意識』重點領域研究「総合的地域研究」成果報告書シリーズ No. 12。櫻井由躬雄、一九八七、『ベトナム村落の形成—村落共有田—コンディエン制の史的展開—』創文社。

八尾 隆生、一九九六、「黎明聖宗期の嘉興丁氏—屬書の分析から—」『東洋學報』78—2。

——、一九九七、「嘉興府土酋何氏文書校合」吉川利治

(編)『東南アジア史の「中央」と「地方」』文部省科學研究費補助金（國際學術研究）研究成果報告書、大阪外國語大學。吉澤 南、一九八二、『ベトナム 現代史の中の諸民族』朝日新聞社。

Cuisinier, Jeanne. 1946. *Les Mu'ong—Géographie humaine et sociologie—*. Paris.

Lê Tu'ong. 1974. Chúc thú thổ lang Đình Thế Thọ Thanh

Sơn, Một bản chúc thú bằng đồng tìm thấy ở miền đông bắc Thanh Sơn. *DTH (Tập Chí Dân Tộc Học)* số 3.

Nguyễn Dường Bình. 1974. Một vài nét về xã hội vùng Mường tỉnh Vĩnh Phú trước cách mạng Tháng Tám. *DTH* số 4.

——. 1976. Một vài đặc điểm của xã hội Mường qua việc tìm hiểu gia phả một dòng họ lang. *DTH* số 2.

——. 1977. Về tình hình ruộng đất của dân tộc Mường trước cách mạng Tháng Tám. *DTH* số 2.

Trịnh Khắc Mạnh. nd. *Chúc thú họ Đình*. Luận án Tốt nghiệp Bộ môn Hán Nôm, Khoa Ngữ văn, Trường Đại học Tổng hợp Hà Nội (viết tay).

——. 1984. Về bản chúc thú viên quan lang Đình Thế Thọ ở vùng Mường Thanh Sơn, Vĩnh phú, *Nghiên Cứu Hán Nôm* số 1.

——. 1991. Về bản chúc thú của viên quan lang Đình Thế Thọ ở vùng Mường Thanh Sơn, Vĩnh Phú thế kỷ XV. *Tạp Chí Hán Nôm* số 11.